2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	勤務官署	手当額	
前項第一号の業務	航空路管制業務	東京航空交通管制部	千四百八十円
		福岡航空交通管制部	千三百円
		神戸航空交通管制部	千九十円
	航空交通管理管制業務	福岡航空交通管制部	八百四十円
（略）	（略）	（略）	（略）
前項第五号の業務	広域対空援助業務	新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所又は鹿児島空港事務所	三百六十円
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

3　（略）

（船員作業手当）

第三十一条の二　（略）

2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級 海事職俸給表(一)六級以上の級 教育職俸給表(一)四級以上の級 医療職俸給表(一)四級以上の級	三千九百八十円
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級 海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 教育職俸給表(一)三級及び二級 医療職俸給表(一)三級及び二級	三千八十円
公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 教育職俸給表(一)一級 医療職俸給表(一)一級	二千五百七十円
（略）	（略）

2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、業務の種類及び勤務官署に応じて次の表に定める額とする。

業務の種類	勤務官署	手当額	
前項第一号の業務	東京航空交通管制部	千三百八十円	
	その他の航空交通管制部	八百四十円	
（略）	（略）	（略）	
前項第五号の業務	広域対空援助業務	新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所又は那覇空港事務所	三百六十円
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

3　（略）

（船員作業手当）

第三十一条の二　（略）

2　前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級 海事職俸給表(一)六級以上の級 （新設） 医療職俸給表(一)四級以上の級	三千九百八十円
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級 海事職俸給表(一)五級及び四級 海事職俸給表(二)六級 （新設） 医療職俸給表(一)三級及び二級	三千八十円
公安職俸給表(二)三級 海事職俸給表(一)三級 海事職俸給表(二)五級 （新設） 医療職俸給表(一)一級	二千五百七十円
（略）	（略）